

会議録	
1 名称	第11期第3回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和6年8月5日（月）午前10時～12時
3 開催場所	男女共同参画推進センター3階 第1・2研修室
4 出席者	〔第11期審議会委員〕 磐田朋子（WEB参加）、江上千恵子（学識経験者）、長田智之、北島千絵、木寺昌彦、櫻木晃裕（学識経験者）、千葉瑛介、古谷英恵（学識経験者）、松山亜紀、持川雅憲、山岸悦子 〔区側〕 総務部長、人権推進課長、生活応援課長、男女共同参画係長、男女共同参画係員4名、東洋大学インターン生1名、意識実態調査委託事業者1名
5 議題	1 江東区版パートナーシップ制度について 2 男女共同参画に関する意識実態調査について 3 その他
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	資料1 江東区版パートナーシップ制度に関する意見と対応 資料2 継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会） 資料3-1 江東区男女共同参画審議会答申 資料3-2 江東区版パートナーシップ制度（骨子） 資料3-3 パブリックコメントで寄せられた意見（要旨）と区の考え方 資料4 男女共同参画に関する意識実態調査について 資料5 男女共同参画に関する意識実態調査票設問項目 資料6-1 男女共同参画に関する意識実態調査票（区民） 資料6-2 男女共同参画に関する意識実態調査票（企業・事業所） 参考1 第11期第2回江東区男女共同参画審議会意見シート 参考2 第11期第2回江東区男女共同参画審議会議事録

	参考3 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画）概要版 参考4 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画） ○席次表 ○意見シート
8 摘要	欠席 委員4名（猪瀬理恵、岩上浩之、金子寿子、二郷正樹） 傍聴者 2名

【別紙議事要旨】

1. 開 会

【人権推進課長】第11期第3回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本審議会の定足数は8名でございます。委員定数15名のうち、本日の出席は会場10名、オンラインが磐田委員の1名、合計11名でございます。欠席は猪瀬委員、岩上委員、金子委員、二郷委員の4名でございます。よって本日の会議は定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日の傍聴希望の方は2名でございます。既に傍聴者の方にはお席に着いていただいております。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は会議中閲覧用となりますので、お帰りの際、資料は机の上に置いたままお帰りください。

なお、本日は記録のため録音させていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はマイクをお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに前回御欠席された委員を御紹介させていただきます。

《 磐田委員が自己紹介 》

【人権推進課長】ありがとうございました。また、本日はインターンシップにより、大学生の方が従事しております。その他、意識実態調査の委託先でございます株式会社タイムエージェントのスタッフ1名が同席しております。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料について御確認させていただきます。皆様に資料をお持ちいただいたのが、次第と資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料4、資料5、資料6-1、資料6-2、参考1、意見シートとなっております。

また、本日机上配付させていただいておりますけれども、参考2、参考3と参考4、参考3と参考4は、左上に「参考」と表示がある男女共同参画KOTOプラン2021概要版と本書となります。また、机上のほうに資料4と5の差し替えがございます。これについては、また議題の中で御説明させていただきます。

次に、第11期男女共同参画審議会の名簿で、裏面が席次表になっております。

なお、参考3と4の男女共同参画KOTOプラン2021の概要版と本書につきましては、会議終了後、事務局が保管いたしますので、会議終了後は机の上に置いたままお帰りください。

それでは、開会に先立ち、総務部長より御挨拶をいたします。

【総務部長】皆様、おはようございます。総務部長の杉村でございます。

本日は、第3回男女共同参画審議会に大変お忙しい中、また、大変お暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、前回は、江東区版パートナーシップ制度について、再諮問させていただきました。本日は、議会に提出された陳情の概要も資料としてございますので、様々な御意見を踏まえて御審議いただければと思っております。

また、意識実態調査につきましても、前回御検討いただきました御意見を踏まえて、案をお示しさせていただいてございますので、引き続き、積極的な御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますけれども、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【人権推進課長】次に、本日の予定でございます。まず、議事1が江東区版パートナーシップ制度について、議事2が男女共同参画に関する意識実態調査について、議事3はその他になります。

なお、参考2として、第2回審議会議事録を作成いたしました。本日の議事において御意見がなければ議事録を確定させていただきます。

それでは、ここで前回の審議会の概要説明といただきました御意見シートを御紹介いたします。

初めに、前回の審議会の概要でございます。

議事1が令和5年度事業実績報告で「男女共同参画KOTOプラン2021」進捗状況報告について御報告いたしました。こちらにつきましては、児童虐待、学習講座、御報告する事業内容、保育所の整備等について御質問、御審議、御指摘をいただきました。いただいた御意見等を今後の実績報告に生かしてまいります。

次に議題2は、江東区男女共同参画に関する意識実態調査について御説明いたしました。調査項目や内容について御議論いただきましたので、それらを踏まえて、

再度修正した調査票を本日作成しております。こちらにつきましても、本日も御議論いただきたいと思います。

次に、議題3は江東区版パートナーシップに関する諮問についてです。これは前期の審議会において、木村前区長から江東区版パートナーシップ制度の策定について諮問を受け、答申いたしました。その後、状況の変化等により、現区長である大久保区長から改めて答申後の状況の変化等を踏まえて、答申した制度の検証について諮問されましたので、諮問された件について御議論をお願いするものでございます。こちらにつきましても幾つかの御意見をいただいておりますので、本日新たな資料を提出しておりますので、引き続き御審議いただきたいと思います。

最後に、その他として、事務連絡を何点か行っております。

なお、御意見シートについてですが、本日の議題に関する御意見が2件ありますので、議事の中で対応を含めて御説明いたします。

私からは以上となります。

それでは、この後の議事進行は会長にお願いしたいと思います。

2. 議事1 江東区版パートナーシップ制度について

【会長】 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議事1、江東区版パートナーシップ制度について、課長から御説明をお願いいたします。

【人権推進課長】 それでは、議事1、江東区版パートナーシップ制度について御説明いたします。資料1を御覧ください。

まず、パブリックコメントを含めて、制度に対する御意見は本審議会から答申した制度案に対していただいております。制度の導入に賛成の中にも対象者に江東区民以外も入れてほしいという御意見がございました。賛成する方の要望は、おおむね審議会でもこれまで議論されております。そこで資料1は、反対する意見も踏まえた制度設計が必要との御意見がございましたので、制度導入に対して慎重な意見に対する区の考え方をまとめたものでございます。

まず項番1ですが、同性婚は憲法で認められていないので、制度導入に反対する旨の意見でございますが、憲法は異性間の婚姻を対象とはしているものの、同性婚を認めないことが違憲状態であるとの解釈があるところで、また、パートナーシッ

ブ制度等の制度化を禁止するものではございませんので、制度導入することは問題ないと考えております。

項番２は、性の多様性について、区民の理解が増進されていないとの御意見ですが、区では、これまでも性の多様性についての啓発事業を実施しており、今回の再諮問に際しても、審議中の期間における啓発事業の強化を図り、今後も継続して事業を実施するもので、区民の理解も増進するものと考えております。

項番３は、多様性の尊重を推進する理念の条例改正が先で、その後に制度を導入すべきであるとの御意見ですが、先ほどと同様に、理念については啓発事業を継続して実施することで促進していくという考えでございます。条例は多様性の尊重を推進することを理念として、制度の導入を含めた改正を行う予定でございます。

項番４は、制度を運用する上での不安要素があるというものでございます。区への対応ですけれども、まず、既に制度を導入している自治体からの制度の不正申請や不正利用の報告や情報はこれまでございません。関係性の確認等が確実に行えないなどの課題はございますので、制度導入後もよりよい制度に向けての検討を行う運用委員会を設置して、利用者の御意見を制度に反映するためにアンケート調査などを実施し、その際に関係性の継続を確認する等のことにより、不正防止や制度の確実な運営を図るものと考えております。これらの対応は、制度運用を先行する自治体に比べても手厚いものになるというふうに考えております。

なお、この件につきましては、御意見シートにおいて区の対策についての御質問がありました。御意見シートをまとめたものは参考１にまとめてありますので、後ほど御参照ください。

２ページ目を御覧ください。２ページ目の項番５は、制度が前区長の施策で、制度の審議において、制度に反対する意見を聞く手続が足りないとの御意見です。区議会においても、現大久保区長が制度を構築すると発言しており、現区長の施策として本審議会に諮問されております。また、反対する意見を聞く手続に関しましては、先ほど御説明したように、今回、反対に対する意見への対応を御説明しながら御審議願うものでございます。

続きまして、資料２を御覧ください。前回の審議会でも御要望のありました区議会へ提出されているパートナーシップ制度に関する陳情でございます。

御覧のとおり、陳情の趣旨として、制度の導入を求める陳情が３件、制度導入に

反対する陳情が1件でございます。陳情に関しましては、公表している陳情の趣旨までしか御紹介できませんが、以上が現在、区議会で継続審査となっておりますパートナーシップ制度に関する陳情でございます。

私からの説明は以上でございますけれども、これら慎重な意見を踏まえまして、前回答申をいただいた江東区版パートナーシップ制度について検証をしていただき、修正が必要かどうか御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【会長】ただいまの課長からの説明について、何か御質問や御意見はございますか。

【委員】基本的なことを1つ質問させていただきたいと思います。

この資料1の項番1の意見への対応のところで、文章の真ん中辺に「また、同性婚を制度化することを禁止しているとは言えないとのことから」という、文章がありますが、これは憲法の最高裁の判例でしょうか。

【人権推進課長】今、同性婚に関しては、5つの地裁で6件の訴訟がありました。その中の判例として、「同性婚が認められていない状況は違憲ではないか」という論点です。今の憲法は異性間の婚姻を対象としており、それ自体が違憲状態なので、自治体がパートナーシップ制度をつくるのが憲法違反になるとは考えてはいないです。

【副会長】少し法律的な観点から補足をさせていただきます。先ほど憲法の条文を調べてみましたけれども、憲法24条で、こう書かれています。第1項で「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない」と。解釈で問題となるのが、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」という部分です。両性で両方の性、性別の性と書きます。両方の性だから男女の合意に基づいて成立すると解釈できるというのが通説的な解釈の仕方ですので、男女の話なので同性間の婚姻はできないのではないかと一般的に考えられています。

その上で、なぜこのような条文ができたのか、憲法でできたのかというと、もともとは婚姻というのは、当事者同士の合意で成立するのではなくて、歴史的には、家制度の中で家長の許可がなければ婚姻することができなかったもので、婚姻が許されず無理心中があったりしました。家制度を否定するに当たって、当事者のみの合意によって婚姻が成立しますという趣旨で憲法24条がつけられたと考えられています。

それを考えると、当時は同性婚という考えがない状態の中で、当事者のみの合意に基づいて婚姻が成立するということを書きたかった条文なので、同性同士の婚姻を積極的に禁止しているわけではないだろうというのが現在の考え方となっています。条文を解釈し、両性という言葉を捉えると難しいのですが、パートナーシップ宣誓制度自体を否定するような強いものではないのではないかと考えられていて、地裁レベルで最高裁ではないのですが、そういった判決も出ているということになります。

【委員】ありがとうございます。

地裁レベルでそういう判決が出ているという事実があるということをお伺いしたかったです。ありがとうございました。

【副会長】もともと憲法というのは、国家の暴走を抑制するためにつくられたもので、国民の権利を拡大することに関しては、本来憲法違反にならないです。国を統制するための憲法で、我々は憲法を大事にしないといけない。そうすると、我々一人一人の権利拡大を重視したときには当然そこは問題ないというのが、今、言われていることです。

【会長】憲法の解釈上、パートナーシップ制度は問題ないということですよ。

【委員】今の件に関して、意見への対応というのは、この形で公開するものなのですか。

意見と対応というのは私たち向けの資料なのか、これは何らかの形で区民に公開したりするのでしょうか。

【人権推進課長】これは会議資料なので、この会議が終わった後に確定した段階ではHPに議事録は掲載しますが、資料は請求されれば情報公開される資料となります。

【委員】分かりました。質問した意図は、私たちへの資料ということであれば、理解は得られたと思ったのですが、今の副会長や課長からの補足説明をしていただいたのが分かりやすかったので、もし公開するのであれば、表現の仕方などに補足や工夫などがあるとよいのかと思ったのですが、公開しないのであれば、大丈夫です。

【会長】議事録そのものは公開され、両副会長からきちんと説明がありましたので、それは載ると思います。いかがでしょうか、特に意見はありませんか。

【副会長】資料1－4の慎重意見のところ、公金を支出する対象とする制度において関係性の確認等、制度を運用する上で不安定要素があるという御意見があるのですが、具体的にどのようなことを想定しているのかが分かりませんでした。関係性を解消

しているのに実態が分からないというようなことを意見シートで会長がお書きになっていたかと思うのですが。恐らく実際のパートナーシップを解消しても分からないのではということ、一例として不安定要素があると言われているのかと思うのですが、通常の婚姻でも仮面夫婦は沢山いるので、実態は分かりません。そうすると、あまりそこは変わらないと思っていて、そこを実際の関係はどうなのか、そもそも婚姻制度も含めて確認できないのではないのでしょうか。

【人権推進課長】関係性の確認というのは、宣誓しかないのですが、これは自治体によって制度が違って、例えば江東区は、江東区民だけを対象としていますが、東京都は在勤でも可能なので、他の自治体に住んでいる方もいらっしゃいます。そうすると、その方が別のところでパートナーシップを組んでも分かりません。ですから、例えば江東区内でパートナーシップ宣誓をしているAさんとBさんがいて、Bさんが墨田区のCさんとパートナー関係を結んでも、分かりません、という意見です。それは確かにもう限界で、何か宣誓制度を中心にして、年1回アンケートを取って、関係性は続いていますかと質問することや、制度に関しての改善や要望をお伺いするしかないかと思っています。東京都も年に1回メールでやり取りするということしかできないので、今の制度だとそこが限界で、江東区もそれに準じてそこまでは確認していくということで回答をしています。

【副会長】御回答いただきましてありがとうございます。状況がよく分かりました。恐らく全国的な制度でないのも、一括で管理できないから出てくる問題だと思うのですが、やはり自治体で実施しようとすると、それが限界なのかと思います。

もう一つ申し上げますと、どんな制度をつくっても潜脱する方はいらっしゃいます。例えば全国的な制度として婚姻制度があったとしても、養子縁組などを使って一夫多妻制を実施している方も実際にはいらっしゃって、100%完全な関係性を自治体、あるいは国のほうで把握するというのはやはり難しいのではないかと思います。それはもう制度上どうしても出てくる限界ではないかと思っております。

【委員】資料2のナンバー3でパートナーシップ制度を創設しないよう求める否定的な意見なのですが、創設に向けて我々は動いているわけですが、反対の意見というのがなかなか見えてこないもので、参考にもし分かれば教えてください。

【人権推進課長】議会からは、陳情趣旨までで、陳情内容までは公表できないと言われて、います。反対意見では、今回挙げた5点にまとめましたが、前回のパブリックコメ

ントでの、反対意見も、大体この５点に集中しています。他には、例えば家族制度が壊れるなど、一般的に言われている内容のことを取り上げて、パートナーシップは創設しないよう区に働きかけてほしいというような内容です。

【委員】分かりました。ありがとうございます。

【会長】分かりました。それで前回答申後の状況と、パブリックコメントや区議会等からの御意見を踏まえた江東区版パートナーシップ制度に関する検証を御審議いただいた結果、前回答申した制度に特段の修正は必要ない旨を大久保区長へ答申したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議のある方いらっしゃれば。よろしいでしょうか。

異議がないようなので決定いたします。

事務局から何かありますでしょうか。

【人権推進課長】御承認ありがとうございます。答申の作成につきましては、会長と事務局に一任していただいて、答申作成後、メールにて各委員の方へ送信いたします。日程調整をして、会長から区長へ答申を提出したいと考えております。ただ今会長がおっしゃったように検証を審議した結果、変更の必要はないというような趣旨で作成していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】よろしくお願いいたします。

３．議事２ 男女共同参画に関する意識実態調査について

それでは、次の議題２、男女共同参画に関する意識実態調査について課長から御説明をお願いいたします。

【人権推進課長】男女共同参画に関する意識実態調査について、御説明いたします。

御説明の前に、審議のことについて、事務局からのお願いという形になりますが、審議時間も短いところで、前回から回収率という形でお話をいただいておりますが、回収率については、御意見として御質問いただいたり、それを参考にほかの項目について御審議いただいたりするのは全然構わないのですが、他の設問項目等に割く時間が少なくなってきていますので、基本的には作成した設問項目について、足りないものがあるか、もっと足したほうがいいのかというような御意見をいただくと助かります。特に、例で言いますと前回、企業の第４問で、こちら、事務局が作業したことに対して、回答しづらいけれども入れたほうがいろいろと実態

が分かるのではないかという形等の御意見をいただきました。細かくはまた御説明しますが、その御意見を参考に、今回、区民と企業と同じような設問項目を設けて、企業側の意識、それから、従業員としての区民の意識という形で対比をさせていただいて、実態にずれがあるかどうかというのをはかるようなことを考えました。大変参考になりましたので、御礼申し上げます。

それでは、今回の資料について御説明に入りたいと思います。

前回の御審議等の御意見を踏まえまして、まず、資料4等を作成しております。これについては調査項目についての考え方です。それから、調査票自体の資料6-1と6-2、調査票を修正したものを提出しております。特に、今回机上配付しております資料4と資料5につきましては、資料の内容自体は前回と変わらないのですが、文言の統一が図られてない等がございましたので、この辺を修正しております。申し訳ございませんが、資料は差し替えをお願いいたします。

それでは、資料4を御覧ください。

まず、項番1で調査目的を明示しております。目的は、男女共同参画の行動計画策定に向けた調査で、対象は、区内事業者と区民としております。調査を通して男女平等意識等の実態把握、男女共同参画における課題を抽出、さらに行政への要求も含めて計画策定や施策推進の参考としていくものでございます。

次に、項番2の調査票の構成では、大きな区分ごとに区民調査と企業・事業所調査における調査項目が、実態把握、課題抽出、施策推進等の参考のうち、何を目的化しているか分かるようにまとめております。

それでは、3ページを御覧ください。項番3では、区民調査における各調査設問項目が何について調査しているかを記載しております。

続いて5ページを御覧ください。項番4は、項番3と同様に、企業・事業所調査における各調査項目が何について調査しているかを記載しております。

続きまして、資料5を御覧ください。資料5は、資料4の区民調査と企業・事業所調査の調査項目の一覧表となっております。新規の調査項目と行動計画の指標目標値については太字で記載しております。

次に、資料6-1と6-2の区民調査と企業・事業所調査における前回の審議会からの変更箇所について御説明いたします。

ここで訂正をお願いいたします。設問中に「特にない」や「分からない」などを

選択すると、他の項目を選択した場合に、他の項目をしているのに「特にない」というような形で、そのデータについてはエラーデータと取り扱わなければならないので、それらを回避するために、今回、設問文の中に「特にない」等については丸をつけないでよいなどの旨の表記に統一したいと思います。今、お手元にございますものは、「特にない」が消されたりそのまま残ったりしていますので、それを調査票からは「特にない」を全部外して、「特にない」については、設問の説明文の中に入れていこうと考えております。

それでは、資料6－1、区民調査のほうを御覧ください。青字が前回の審議会からの変更箇所となります。まず、表紙において前文の中段で、前回の審議会における御意見を参考に、実態調査を行う目的をより具体的に記載しております。

続きまして、1ページを開いて御覧ください。1ページの問1で、項番がシステムの関係で青地にできなかったのも、変更箇所が分かりにくいと思われませんが、2番と5番は前回の14番、15番でございまして、前のほうに移動しています。これは新しい項目なので、より認知度を図るために前のほうに移動しております。また、12番は言葉の説明を短縮しております。

2ページを御覧ください。問2の表の（ア）と（イ）は順番を入れ替えております。下段の問2－1の表では、9の「職場」と「学校」を分け、項番としては9と10という形に分けております。また、11の「昇格」は「昇進」というふうに文言を修正しております。

3ページを御覧ください。問3－1と下段の問4では語尾等の修正をしております。

飛びまして、5ページを御覧ください。問7では、7のテレワークの定義を修正し、何か所かに主体を明示しました。また、必要な事項の優先度をはかるため、選択肢を3つに絞りました。以降、他の幾つかの設問においても、同様に3つに絞ったものがございます。

6ページを御覧ください。問8の3番に、意識だけでなく行動の部分も含めました。

続きまして、8ページを御覧ください。問11では、企業・事業所調査の問4と同様の選択肢に変更し、企業側と労働者側との意見の違いをはかる項目としています。こちらが、先ほど御説明した、企業の調査と区民調査の比較の設問になります。

続きまして、10ページを御覧ください。問14、問15では、家庭生活と個人生活が重複する場合がございますので、重複しないよう、個人生活を仕事や家庭生活以外と表現し、欄外に説明を記載しております。

12ページを御覧ください。問17-2の項番4は、不要な表現を削除し、11番は、意味が重複するので削除、13番は分かりやすい表現とするため、なじみが薄い文言を削除して、14番は国が宣伝している項目のため追加しております。

続きまして、飛んで16ページを御覧ください。問21では、区への要望を把握するため、施策の選択肢を追加しております。

続きまして、20ページを御覧ください。問29では、区民の講座に対する要望の程度を測るため、回答形式を選択肢から5段階評価に変更しております。

22ページを御覧ください。問30も先ほどの問29と同様に、区への分野別の施策への要望の程度を測るため、5段階評価に変更しております。

続きまして、資料6-2、企業・事業所調査のほうを御覧ください。前文は区民調査と同様な編集をしております。

1ページをお開きください。F2に回答する部署等についての項目を追加しております。

2ページを御覧ください。問1の欄外に、育児・介護休業法の説明文を記載いたしました。こちらにつきましても、御意見シートでこの法律に関する御指摘をいただいておりますので修正いたしました。

4ページを御覧ください。問3-1に、公表は必須ではございませんが、企業意識や姿勢についての設問を追加しました。

5ページを御覧ください。問4は復活させ、区民調査の問11と比較することで、企業側と従業員側との意識の違いを測る設問としております。

続きまして、6ページを御覧ください。問5では、文言の修正と、(キ)に教育訓練の積極的な実施を選択肢に追加し、欄外のメンター制度の説明文を修正しております。

続きまして、11ページを御覧ください。問14では、(オ)のテレワークの説明文を修正しております。

続きまして、14ページを御覧ください。問18では、企業の取組の程度を測るため、回答方法を項目の選択から3段階評価に変更しております。

16ページを御覧ください。問20では、事業の追加や文言の修正をしております。

簡単ではありますが、私からの説明は以上となります。

【会長】課長からの説明について、何か御質問や御意見はございますか。

【委員】資料6-2のところの2ページで、私もあまり詳しくはないのですが、問1で、貴社、貴事業者ではアからケの法律についてどの程度理解していますかということで、ウの労働基準法があるのですが、もし可能であれば労働安全衛生法という法律も項目を1個増やすか、あるいは、ウで労働基準法・労働安全衛生法としてもよいのかと思いました。例えば労働安全衛生法では、重量物、女性が持つものは確か60%の制限があるなど、特に中小企業、工業系の会社ではその辺りの法律を遵守してもらいたいと思いますので、意見させていただきます。

【会長】事務局いかがでしょうか。

【人権推進課長】追加することについては、特段問題はございません。

皆さんに御意見を伺いたいのは、今言ったように別項目で設けたほうがいいのか、それとも、労働基準法・労働安全衛生法にしたほうがいいのか、いかがでしょうか

【委員】一般のいわゆるホワイトカラーと言われる人にあまり認識のない法律なので、一般的に浸透度はいかがでしょうか。

【副会長】あまり浸透していないと思うので、ここで知らないという回答が多く出るのではないかなと思います。業種によって必要な業種とそうでない業種がありまして、必要ではない業種において知らないと多く出ると、調査の意味が変わってくるのではないかと思うのですが。

【副会長】ぜひこれは分けていただいたほうがよいと思います。労安法のポイントは、過半数の組合がないときに過半数代表と衛生委員会を設置することです。実は全国の公立大学には労働組合がほとんど存在していないです。過半数代表がいて、何とか保っているだけで、そういう意味で、衛生委員会が機能していることはとても大事なことなので、ぜひ分けて項目を作っていただいたほうがよいのではないかと思います。

【委員】今の話で、2ページの2番、法律に関する理解についてということで、これは法律についてどの程度理解していますかという質問なので、確かに労働基準法と別にそういう法律があるということを認識しているかどうか聞いてみたいなという

ところだと思います。江東区はおそらく、製造業が多くて、中小のところでも、女性に30キロ以上の粉や砂糖などの袋を持たせてはいけないなどもあるので、確かにその法律を知っていますかというところを分けたほうがよいのかなと、感じました。

【会長】そうですね。特に女性の場合、重いものを持っていると体に影響するなど、いろいろありますので、別立てにしたほうがよいかもしれません。

他にご意見はありますか。

【委員】資料6-1の16ページですけれども、問21の7番にパートナーであることを証明する行政の証明書を発行してほしいとあります。これはまさにパートナーシップの話だと思うのですが、ここに問21の設問が、具体的に施策につなげるため、ここから優先度が高いものをあぶり出していくためのものだと思うのですが、この7番は既にその方向では動いているということを踏まえて、それでもあえてニーズがあるかどうかを知りたいから入れているのか、今、進めようとしているときに、この質問が入っていることに少し違和感を覚えました。

【会長】パートナーシップは、諮問して成立するのはいつ頃になるのでしょうか。

【人権推進課長】今回、答申をいただきましたので、特に問題なしということでこの答申を上げて、その答申に基づいて政策の判断をしていくのですが、早ければ条例改正が恐らく12月の第4回定例会ぐらいになるかと思っています。そして、その後に3ヵ月ほど周知期間等を挟みますので、来年の4月ぐらいだと考えています。

【副会長】意識実態調査の結果はいつ頃出ますでしょうか。

【人権推進課長】取りまとめて、速報として次回の12月の審議会にはお出しできるかと思います。最終的にまとめて出すのは当然3月ぐらいになりますが、速報という形で皆様にお知らせしていこうとは考えています。

【副会長】少し気になったのは、この項目があって、施策によい方向に転べばよいのですが、あまり出なかったときに、否定的なことを言われかねないということです。どちらにも転がり得る質問だと思いました。これをやってほしいという意見が多ければ、こんなに賛成が来ました、と使えるのですが、出なかったときに反対派の方から、こんなに丸がついてないということは興味がないということだよと使われかねないと考えています。タイミング等の関係もあるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

【会長】証明書が出ることで方向が決まっているのであれば、あえて聞かなくてもいいのかもしれませんがね。

【副会長】何のために入れるのかということをはっきりした上で入れるか入れないかを判断したほうがよいかと思います。

【会長】あえて入れなくてもよいのかもしれませんがね。

【人権推進課長】確かにこれは答申をいただいたので、改めて聞く必要はないかなと思いますので、事務局のほうにお預けいただければと思います。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】前回まで参加できてなくて、理解が進んでない中で恐縮なのですが、1点気になったことがあります。資料6-1の区民向けの部分ですけれども、どの質問も実態を調査するなどには適している報告だと拝見していましたが、18ページの間24の地域活動に関してだけは、男女共同参画やLGBTQなど、その辺りの観点とちょっと違うようにも読み取れてしまいました。ただ、男性も女性もとか、それをなくすことによって、質問の意図が薄れてしまっているのかもしれないと思いました。

【会長】事務局、いかがですか。

【委員】ここだけ一般的な地域活動への参加について聞いているような気がしまして、意図が何かということをお教えいただけますでしょうか。

【人権推進課長】こちらにつきましては、いわゆる女性の地域活動を性別で回答していただくものです。性別も調査項目に入るので、その中で、男性と女性を比べるときに、女性の地域活動への参画率は低いということを言われているので、本当にそういうところがあるのかというところで、それについてどういう問題なのかという課題等を見るための形で、なるべく女性活躍という形で、その中の地域での活躍を見たいという設問になります。

【委員】ありがとうございます。そういうことでしたら、例えば問25は、男女共同参画の視点からという一言が入っていることによって、性差なく考えるための質問項目なのかなという意図が分かりやすくなるので、問24もそういう一言を入れてもよいのかなと思いました。例えば地域活動を活性化するために、男女共同参画の視点から以上のようなことがというようなことを聞かれると、男女共同参画という意識を基にこの設問に答えられるのかと思った次第です。

【会長】事務局、いかがでしょうか。

【人権推進課長】今回の皆様の御意見を参考に、また修正すべきところは修正して、皆さんのほうにフィードバックしていきたいと思いますので、これについて、御意見がほかになれば参考にさせていただきたいと思っております。

【副会長】すみません、1点だけ、操作的な質問にしないことが前提なので、こういうことが大事だと言われている状況ですけど、こういうことはどうですかって聞いてはいけませんよね。つまり我々が都合のいいようにコントロールするために入れてよい言葉と入れてよくない言葉があるので、そこを統一して考えておかないといけないと思います。こういうことが注目されている中であなたはこれを大事だと思えますかと言ったら、やはりそれはそう書いてしまうので。そうではなくて、無意識に書くことによっての差があることが本来の調査なので。ただし、これは江東区がどうするかという話なので、アカデミックな調査では絶対やらない、当たり前のことですが、江東区の考え方として入れるか入れないかを判断していただければいいと思います。

【副会長】そうすると、「男女共同参画の視点から」というこの言葉自体も操作的ですか。

【副会長】正直に言うと操作的です。

【副会長】操作的ですか。分かりました。ありがとうございます。

【副会長】そういう調査だと言っているのにもう一回リマインドするということは、かなり操作的な話なので。

【副会長】そうすると、操作してでも回答を得たいと思うのか、そうではなくて、無意識で本音を聞きたいと江東区が思うのか、どちらの立場ですかという御指摘ですよ。ありがとうございます。

【副会長】そのとおりです。

【委員】問24と問25についてです。例えば避難所で、問25で「避難所整備や備品に女性の意見を反映させること」というのは、操作的といえば操作的ですけども、あくまで例えば江東区が現状として避難所に行ったときに、女性の着替え場所や、生理用品の数とかの問題を考えているときには必要な設問だとも思います。そういったところから、問24に戻ると、「男性も女性も地域活動に」というところを男性、女性を切ってしまうと、初めてこのアンケートを見て答えるときに、地域活動により参加しやすくするためには次にどのようなことが必要だと思いますかという

ここで、「参加しやすい日時や場所を設定すること」、これは誰にとってなのか、この前提として、例えば女性が参加しづらいという前提があるとしたら、やはりここに女性がとか、そういう文言は不可欠ではないかと思いました。しかし、それを例えば女性でない人が見たときに自分には関係ない話だと思われてしまっても、それは仕方ないことなのかなと思います。ポイントは、江東区としてはどういう状況をつくりたいのか。今の状況をさらよくするためには、例えば先ほどの避難所が分かりやすいですけど、避難所はもっとこうなったらいいという観点から、地域活動はこの辺りがいいよねという、その方向性、目指しているものがもう少し見えてくると問いかけがしやすいのかなと思いました。

【委員】今のお話に付随するのですが、私は防災士の資格を取得してしまして、避難所整備や備品に女性の意見というのは、防災士の資格取るときには指導を受けましたし、東北の地震以降は、避難所整備などに、女性の視点を入れるというのも、努力義務までとはいかないのですが、その辺の観点で、この質問を区のほうも入れたのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【人権推進課長】問25の1に女性と入っているのは、当然今言ったように避難所に対して女性の意見をという女性の視点からの問題が最近特に取り沙汰されていますので、そういうところを踏まえて、こういうところが必要と思う方はどのぐらいいるのか把握する設問にしています。

【副会長】前々回の調査、平成27年に出した調査のときは、たしか東日本の大震災のことがあったのでそれを入れてというのが、委員のほうから意見が出たので、前々回かその前から確かこれは入るようになりましたので、むしろそこは女性のというのが入ることに意味があるというのがもともとだったと思います。

【会長】ほかにいかがでしょうか。意見ありますか。

いろいろ御意見いただきましたが、事務局、いかがでしょうか。

【人権推進課長】御意見が出ましたので、問24について修正して、恣意的にならないような形にしたいと思います。必要なところ、例えば災害で男女共同の視点というのは、これは必要だと考えますが事務局で考えまして、また皆さんのほうにフィードバックしたいと思います。

【会長】問24ですが、男性も女性も削除して、少し分かりにくくなったので、問25のように男女共同参画の視点から、そこをどう考えたらよいでしょうか。

【人権推進課長】確かに男性、女性を取っているのは、一つは男性だけではないだろう、女性だけではないだろうということで、L G B T等の問題もありますので、男性が女性がとかあまり言わないで、L G B T等を含めて、そういう面から取った部分もあるので、一律で取ったというわけではないです。

【副会長】これは個人調査で、本来は自分のことを書けばよいので、それが終始一貫して回答者に理解していただくことが大事なことです。私はこう思うということだけが大事で、こうあるべきだというべき論は必要ないですし、個人の方が最後まで自分の意見で書いていただけるような形の設計が必要です。そうすると、別に男、女と書く必要がないという話ですが、リマインドしないといけないという話が出るのも事実だと思いますので、そこはどうされるか。難しいところなので、どちらがよいという話ではもちろんないです。

【会長】事務局、いかがでしょうか。

【人権推進課長】今の皆さんの御意見を参考に進めてまいります。基本的には、やはり個人の調査をメインにやっていきたいと思います。また、作成しましたらフィードバックさせていただきますので、御意見があればいただいて、修正をしていきたいと考えています。

【委員】今、難しいというお話がありましたが、確かに難しいと思うのですが、そこで終えずに、何が難しくしているのかというところから考えてはいかがでしょうか。例えば問24ですけれども、地域活動により参加しやすくするために特にどのようなことが必要だと思いますかというのは、実は主語が欠けていると考えます。だから、あなたは何が特に必要だと思いますかというのを、全てについてやるかどうかは別ですけど、この問24に関して入れれば、私はこうなのだなというシンプルになるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】今の御意見で、あなたが、という観点で回答させるということであれば、問25にある「男女共同参画の視点から」というのも同じように削除してしまっ、あなたはということでよいのではと思いました。

【副会長】私は、自分で調査票を設計する際は、あなたはどう思いますかと聞きます。また、最初のところで、あなたはどう考えるかを聞いているので、どうあるべきか、ということは答えないでくださいと最初の案内にも入れます。そうでないと、やはりおっしゃったとおり、真面目に考えれば考えるほど規範性の高い回答が出てしま

います。

【委員】私も、問２３は「あなたは」と聞いているので、確かに問２４も問２５も「あなたは」としたほうがよいのかなとも感じるのですが、「必要だと思いますか」という、「思いますか」となると、それは自分のことだけでなく、社会全体についてどのように思っているかというふうな設問になってしまうと思われます。あなたが必要なことを選んでくださいというふうにしたほうが、本来の個人的な考えに自然に丸がつくのかなと思うのですが、それはどちらの回答を望んでいるかにもよるのかなとも思います。問２３に合わせるのであれば、「あなたは」のほうが自然だと感じます。

【会長】いかがでしょうか。事務局はよく考えていただきたいと思います。両方あり得ると思います。たしかに本来アンケートでは、あなたは、と聞くかと思います。

【委員】問２３と問２４で地域活動に参加しやすくするためには、と書いてあるので、印象的には参加しなくてはいけないのかなと勝手に思ってしまうのですが、今、PTA活動は強制なのか、自由なのかというところで問題になっていまして、幼稚園のPTAの中でもその話があります。印象的に参加しなくてはいけないのかなと区民の人たちは考えてしまうのではないかとPTAの役員としては感じました。他に江東区はお祭りがありますが、やはりそれも自由で、みんな、男性、女性とかという区別や差別がなく、本当にやりたい人が集まって力を合わせてやっているという印象なので、江東区に限ってかもしれないし、今の私の住んでいる町会に限ってかもしれないのですが、印象的には、地域活動は自由なものなのだという気持ちに、この質問を見てなりました。

【委員】私は江東区に住み始めて今年４年なのですが、地域のお友達をつくりたかったので、いろいろな地域活動に参加していまして、問２４の質問は自分的には当たり前のことというか、自分で決めて参加できるものに参加するだけなのでと感じました。

【委員】問２３、問２４ですが、地域活動の件ということで、私も江東区に住み始めて十何年で、もともとは地方の出身なのですが、地域によっては、例えば、その郷の出身の人だからお祭りは参加させないとか、全国的にはそういう地域もまだあるかと思います。逆に言うと、私が今住んでいる地域は、お祭り活動というのは、そこまで積極的に参加はしないと思うので、そういう意味では、この質問というのはありなのかなと思います。

また、問24で、これはかなり難しいと思うのですが、やはり地方によっては、男性だから祭りには参加できるけど、女性は参加が難しいとか、そういう地方もあるので、問24に男性も女性もと書いてもよいのではないかと思います。

【会長】私はもう50年から60年ぐらい住んでいますが、地域活動は仕事が忙しくて参加できないので、せいぜいお祭りのときに寄付をさせていただく程度です。しかし、地域の人と日頃挨拶したりすることによって、やはり何かあったときに、特に災害のときに協力し合うことなどにつながるので、地域の方とのコミュニケーションを取ることはすごく大事なことはないかなと感じております。

【副会長】江東区の文化的なものが分からないのでお伺いしたいのですが。江東区は新興の方と元々いらした方とで混在しているような印象があります。新興の地域ですと、恐らくそういった問題は少ないかと認識しているのですが、昔からの地域において、男だから祭りにはとか、女性だからお茶出しとか、そのような文化はあるのでしょうか。もしあるのであれば、問24は必要だと、男女共同参画の視点から聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【副会長】私は、現在は違いますが、江東区にもともと住んでいました。地域によっては盛り上がっているのは年配の男性たちだけで、子供を祭りに参加させたい人たちが手伝わされているようなイメージの地域や、他の地域ではマンションごとの区分で、そこでのイベント、例えばオープンエアでの映画やフリーマーケットなどをやっていました。その地域では特定の取引をしている人だけが優遇されるような状況ではないので。地域の商店を使うということは大事ですが、それが当然の権利のように利用されて、その優遇されたお金がどうなるかということをやはり本来は考えないといけないと思います。そこが、祭りは楽しかったから、今まで仕切ってきたから、ほかの人より苦勞したからその分で飲み食いしてもよいだろうというのは違うと思います。昔の村落共同体的なところが残っているエリアもありますので、そこに関しては、先ほどおっしゃったように、参加すること、しないことはどちらでもよいと思うのですが、そこに関しての問題はあるので、設問は残していただいて、やはりそれは自由だよねというところは出していただいたほうがよいかと思います。

【会長】江東区にもやはり古いものがありますので、この問24はぜひ必要かと思っております。いろんな意見が出ましたけれども、事務局、いかがでしょうか。

【人権推進課長】即答はできませんが、皆さんの意見をまとめてつくっていききたいと思います。

4. 議事3 その他

続きまして、議題3、その他ですが、課長から御説明をお願いいたします。

【人権推進課長】事務局からは3点ほどございます。事前に意見シートをお配りしていましたが、審議会後にお気づきになられた点、審議会中に発言しきれなかった点について記入していただき、今回の審議会の御意見であれば8月16日までに事務局にお送りください。また、その他、先ほどの答申や調査のほうについても別途お送りしますので、それについての御意見もお願いいたします。

次の審議会についてですが、次回の審議会は12月23日月曜日、午前10時から、場所はこちらの男女共同参画推進センターで予定しております。正式な開催通知は11月の下旬頃、事務局よりお送りいたします。

最後に、審議会委員の皆さんの学習会についてです。男女共同参画についての理解をより深めるため、委員の皆様の学習会も兼ねて、センターではパルカレッジの公開講座を開催しております。今年度は、講師にタレント、歌手、実業家のはるな愛さんをお招きして、「一人一人の個性があってええねんで」と題した講演会でございます。日付は9月28日の土曜日になります。詳細は担当より後日メールにて御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【会長】ありがとうございます。

【副会長】すみません、情報の訂正をさせてください。最初、冒頭での江東区版パートナーシップ制度に関する意見と対応のところですが、地裁レベルで裁判例が出ていてと申し上げましたけれども、札幌高裁で同性婚に関して、認めないことが違憲だという判決が出ていました。今年に入ってから出ていました。法律的には地裁レベルなのか、高裁レベルなのかは全然意味が違うので、より上級の裁判所で出たということとは意味が大きいかなと思います。

【委員】どのぐらい意味が違うか、もう少しご説明いただけますか。

【副会長】最高裁か否かというところで、まず大きな違いがあります。最高裁というのは、その後の判決、下級審裁判所、地裁や高裁の判決に影響を及ぼすものなので、最高

裁の判決は大変重要です。

では、地裁や高裁はどの程度重要なのかという話なのですが、地方裁判所というのは、事実認定をしてそれに基づいて法的判断を下します。その法的判断に不服があれば高等裁判所に対して控訴し、高等裁判所は地方裁判所の法的判断の妥当性を検討します。まだ最高裁が出ていない段階において、高裁の判決が出たということは、ほかへの影響が出やすいというところで重みがあります。地裁レベルなのか高裁レベルなのかは意味が違ってくるとい形です。

【委員】ありがとうございます。

【会長】上の裁判所で判決が出ると、下の裁判所は判決の趣旨に沿ってやらないと、上に行けば覆る可能性が出てくるということなので、地裁段階で出るよりは高裁で出たほうが、効力的には強いです。判決の中身は、インターネット上でも公表されているので、参考にしていただければと思います。

【委員】言葉のことをお尋ねしたいのですが、参考2で、前回の会議録を送っていただきまして、17ページのところの、5行目からちょっと読みますけども、「副会長と委員がおっしゃったことがまさにそのとおりで、結局、企業側の論理と実態が物すごく乖離していて、法制度があっても守っていないというのが日本の組織、日本の社会のよくないところで、もう少し規範性の高い国、ヨーロッパや北欧だときちんと守ります」とありましたが、「もう少し規範性の高い国」という言葉なのですが、もし別の言葉で言い換えるとどんなことになるのか、少しお話しいただければと思います。

【副会長】この文脈で規範性と出したのは、あるべき論をまず出して、それを実行する力というところで規範性としたと思います。日本は、あるべき論は言っても実行しない面があるとか。ボランティアの活動は大事だと皆さん言いますが、やってみたいですか、やりたい。では、やりますかと言うとやらないというのが日本人のメンタルで、これは世界的な調査でも明らかで、それと同じで、ここに出てくる規範性は、高い理念を上げて、なおかつそれを実行しようとする行動力があるという意味で、申し上げていると思います。

【委員】分かりました。ありがとうございます。

5. 閉会

【会長】ほかにございますか。よろしいでしょうか。

今後の予定は課長からの説明のとおりです。それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。皆様、本日は暑い中、本当にありがとうございました。

— 了 —